

日本科学者会議 京都支部ニュース

2月号 No.384

2016年2月12日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）、店番：448、預金種目：普通預金、口座番号：0280018

目次

- 女性研究者・技術者委員会 21 総学分科会第 1 回準備会（1/30）参加報告……………2
- 『日本の科学者』読書会 2 月例会（2/5）報告 平和学の現在……………3
- 第 15 回自然科学懇談会（1/23）報告 複雑系情報学と公立はこだて未来大学の紹介……………5
- 関西技術者研究者懇談会 1 月例会（1/17）報告 大間原発と六ヶ所村を訪ねて……………6
- 龍谷大学市民講演会（1/28）報告 安保法制の廃止に向けて……………7
- ★ 寄稿：私の「陳述書」（宗川吉汪）……………8
- ★ 寄稿：高浜原発 3，4 号機事件—裁判官の良心の在りようを問う—その 2（富田道男）……………9
- ★ 寄稿：東大路通り問題と住民運動（4）（藤本文朗）……………11
- 2 月～3 月の支部関連行事の案内……………13
 - ・ 関西懇 2 月例会（2/14）『本当に役立つ汚染地図』の批判的検討
 - ・ 大学ガバナンス・シンポジウム（2/27）大学ガバナンスと社会的公共性の確立
 - ・ 松ヶ崎科学トークカフェ（3/4）福島の小児甲状腺がんの多発の原因
 - ・ バイバイ原発 3・12 きょうと（3/12）秋山豊寛さん、朴勝俊さん、ほか
 - ・ 第 16 回自然科学懇談会（3/19）庭先のミツバチたち
 - ・ 全国女性研究者技術者委員会 第 2 回 21 総学準備会（3/26）
- 大学ガバナンス・シンポジウム（2/27）のご案内……………14
- ◆ 資料：JSA の会則改正の提案 日本科学者会議会則改正案（宗川私案）……………15
- ◆ 日本の科学者近畿地区サポーター会議報告……………18
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより……………19
- ◆ JSA 近畿 No.83.10……………20

今年度会費の納入をお願いします！

年度末が近づいてきました。会費未納の会員の方には振込用紙を同封していますので納入よろしくお願いいたします。年間会費は、一般会員：14,400 円、特別割引会員：7,200 円、家族割り会員：4,200 円、若手会員：6,000 円、若手特別会員：4200 円です。

（支部財政担当幹事）

女性研究者・技術者委員会 21 総学分科会第 1 回準備会 参加報告

清水民子

1 月 30 日、大阪支部事務所で開催された標記の会議に、長谷川千春委員に代り、福島知子さんとともに参加しました。

新委員長・朴木佳緒留さん（兵庫支部）、副委員長・石渡眞理子さん（東京支部）、大阪、京都、岡山各支部の新旧委員など計 8 名が出席しました（21 総学分科会の準備なので、経費のこともあり、開催地に近い支部の委員が招集されたようです）。

【情勢報告：朴木委員長】 国立大学では学長の裁量権が大きくなり、最悪の状態。参考資料：中央公論 2 月号「国立大学文系不要論を斬る」学長アンケート、大学評価学会・基調報告「大学の男女共同参画の課題と展望」

（朴木）など。女性教員は増加しているが、授業内容や研究指導方法のあら探しによる攻撃など、新たな女性差別問題とみられる事態も発生している。男性教員とくに上位職のメンバーにジェンダー問題の理解を得ることに大きな力が必要。6 月シンポ（2015 年）では、「非常勤講師問題」の深刻さが浮き彫りになった。女性研究者が「出産・育児」により「就職・安定的な職種や上位職の獲得が困難」、「その解消のためにロール・モデルと意識改革が必要」という分析は「学協会連絡会」・文部科学省・JST・学会会議の認識でもほぼ共通しているが、文科省等は「科学技術のレベルの維持・発展」のための「労働力活用政策」、学会会議は「科学技術振興策」として分析する。

「積極的は正措置」としての「加速プログラム」（JST 補助事業、H22～）は効果的と思われたが、「仕分け」（民主党政権）により 2

年で打ち切られた。分科会のテーマとして『科学技術（学問）をめぐるジェンダー問題』と大きく立て、副題で焦点を絞るのはどうか。

【意見 1：石渡副委員長】 全院協ニュース（2015 年 10 月）の紹介により「院生は博論が終わるまで子どもを産んではいけないか？」という声を取り上げ、「保育所入所に際しても必要度認定が低い」など、院生層・若手の悩みを取り入れることが課題。

【意見 2：清水】 院生・若手の実情・要求を重視することには賛成。保育問題については、今年度より制度が大きく変わり、それによる不便・不当・負担増もあるのではないかなと思う。そのことについての研究者層の認識は十分だろうか？大学・研究機関の「女性研究者支援事業」における「保育支援」は企業委託によっていることが多い。「支援事業」については、現職教員等、当事者層の受けとめ、とくに学内での要求運動（組合など）との関連や矛盾はどうなのか知りたい。

【討論—21 総学分科会の立て方】

- ・家族を養える収入がなければ子どもは産めないという社会意識がある。ライフコースは個人の選択とされているが社会的プレッシャーが影響。保育は地域の問題。
- ・中堅層で「介護」に困っている人も多い。表立って悩みが顕われにくい。
- ・「国際比較」や「歴史的視点」が必要。課題克服の経験は伝えたい。「昔話」に終わらないように。
- ・できるだけ若手を—各地で院生の運動との接点。

・メッセージを出せるスピーカーをパネラーに

【結論—21 総学分会のテーマ（仮）と方式】
『科学技術（学問）をめぐるジェンダー問題

—女性研究者・技術者のライフコース：出産・子育てと研究遂行の葛藤』パネル・ディスカッション方式。パネラー数名。次回準備会（3月26日）で詰める。

『日本の科学者』読書会2月例会（2/5）報告

1月号特集：平和学の現在—安保法成立後の世界平和の課題

標記例会が2月5日15:30より支部事務所で開かれた。参加者5名。以下3篇の論文は全て1月号特集より取り上げられた。

ジョゼフ・ガーソン「パックス・アメリカナ—オバマ政権末期における現状、次期政権の課題」（報告者 菅原建二）

「パックス・アメリカナ」は“アメリカの平和”という意味であるが、内容はサブタイトルどおりであり「平和学」とは無縁に見える。すなわち、現在のアメリカの戦争戦略は中国とロシアの封じ込めにあるとし、両国への米国の対応について記述した後、オバマ後のその変容について触れている。以下は簡単な要約である。

中国は南シナ海のほぼ全域を自国の領海と主張し、その実質的な確立に動いている。これに対して、オバマ政権は、軍事的には、米国の空・海軍の60%をアジア太平洋に配備することを明らかにし、日・韓との軍事同盟の強化を中心に、南シナ海周辺のアジア諸国をはじめインドやオーストラリアなどとの軍事協力を拡大し、強力な中国包囲網を構築しつつある。経済的には、ASEAN、ASEAN地域フォーラム、APEC、アジア安全保障会議など地域的な諸機構にかかわり、影響力の拡大を図ってきた。環太平洋パートナーシップ（TPP）自由貿易協定をも推し進めている。また、サイバー攻撃を抑えるための米中交渉や米中戦略経済対話を開始し、貿易、経済、

人的交流、テロ、気候変動など共通の利益にかかわる問題を取り上げ、武力紛争の危険を最小限にする戦略を取っている。

ソ連崩壊により NATO の存在理由は消滅した。だが、この同盟はこれまで利を得てきた者たちの特権と力を強めることに目的を据え直した。ドイツ統一を西側に有利に運ぶために NATO を拡大しないという約束を反故にし、ブッシュやクリントンはモスクワの弱体化に乗じて、NATO をロシア国境までに広げた。国境付近における、通常兵器やハイテク兵器での米軍の圧倒的優位による、ウクライナ、グルジア、モルドバなどへの影響力の低下をロシアが危惧したことは否定できない。ウクライナの内戦でキエフ政権が誕生した時、ロシアは突然クリミアを占領し、ロシアの戦略的に重要な黒海艦隊の維持へと動き、更に、ウクライナ東部への軍事侵攻をおこなった。この背景には米国と NATO による国連憲章を侵犯しておこなったコソボおよびイラクでの戦争にあった。米国と EU は経済的にもロシアを追い詰めており、環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）創設の交渉を進展させロシアの孤立化をおしすすめている。

オバマ後の課題としては、大統領選挙の結果の不確実性が将来予測を難しいものになっているが、中国、ロシア、ISIS やそのほかのジハード派勢力と対決すべきとする圧力が強まっている。特に、共和党の勝利を危惧してい

る。なぜなら、核戦力の「近代化」の継続、中国を封じ込める海軍の大規模な増強、第六艦隊の地中海復帰などを求め、また、冷戦後の欧州での兵力削減を相殺する 10 万の陸軍兵力の増強、ポーランドへのミサイル防衛配備などを主張している。イランとの核合意やミンスク停戦合意は脆弱である。連邦議会議員のなかにはイラン核合意を破綻させるような立法をたくらんでいる者もいる。合意の破棄は中東の大被局を創りだす。核軍縮はどちらの核大国にとっても外交上の優先課題とはならない。

最後に著者は、これらの帰結は避けがたいものではなく、我々市民社会の考え方、深い関与、そして行動にかかっている。たたかいなしには権力は何一つ譲歩しない。これまでもそうだし、これからもそうだ、と結んでいる。

クリスティーン・シュヴァイツァー「ドイツにおける平和問題の軌跡と現在—安保法成立後の日本への示唆」（報告者 鈴木博之）

ドイツは再統合した 1990 年代に専守防衛から海外派兵に政策転換した。その歴史的背景と平和運動の軌跡を探り、日本への教訓としたいというのが、特集企画側の意図と思われるが、何が教訓なのか報告者にはよく理解できなかった。

再統合以前のドイツは、冷戦の産物として東西ドイツに分かれて軍備を備えて、軍事的に対決していたが、西ドイツ憲法は、相互的集団安保体制を認めたが、侵略戦争につながる行為は違憲としていた。軍は防衛を目的とし、NATO の領域外への展開は禁止されていた。冷戦が終結しドイツが再統合されると、大幅に政策転換して、NATO 域外である湾岸地域、カンボジア、ユーゴ、ソマリア、コソ

ボに海外派兵した。ただし NATO と国連、議会の承認が必要とされた。近年は国際テロやウクライナ危機を背景にロシアとの緊張関係が増大し、社会の再軍事化が進行しているという。

これに対する平和運動の側では、50 年代の再軍備反対運動や核兵器反対運動、80 年代の核ミサイル反対運動などで効果を挙げたが、ユーゴ内戦への軍事介入をめぐる平運動は分裂し弱体化して現在に至っている。ただし、コソボ戦争の付随的効果として、「平和・紛争学プログラム」が 8 大学に開設され、紛争転換・平和構築に関する NGO の活動が活発化しているという。

政策転換時のドイツと現在の日本では、軍事化の程度や憲法の制約に違いがあるが、根本問題は、軍事力のような暴力に依存して世界に「ゲッター」を作り出すのではなく、真の課題である「地球温暖化、貧困、資源枯渇」にグローバルに取り組むことであると著者は主張する。

劉 成「中国における平和学の動向—南京大学を中心とする平和学の発展の軌跡」（報告者 清水民子）

中国の平和学は新しく、2000 年に南京大学で、同じ「殉難都市」の歴史をもつ英国・コヴェントリー大学との研究交流によって開始され、研究方法・内容についても同大学のリグビーやノルウェイのガルトウングの影響のもとにあるようである。しかし、中国古代思想に平和思想の根源があることを儒教、道教、仏教の典拠にもとづいて示し、近代においては他国からの侵略・蹂躪をたびたび受けることにより「自彊不息」の決意を強めることになったものの、新中国の「平和五原則」をはじめ、外交政策の基本には平和主義があるという独

自性を論じている。「平和学」の名による学問は、未だ政府の認める所とならず、財源難に悩み（南京大学の講座は現在ユネスコの支援

により設置）、「非暴力」の主張も理解されにくい、専攻する学生の就職も楽ではない、という率直な指摘が興味深い。

第 15 回自然科学懇談会（1/23）報告

複雑系情報学と公立はこだて未来大学の紹介

小西 修

標記のテーマと講師によるスライド講演（1.5 時間）と質疑応答（0.5 時間）の例会を京大楽友会館で開催した。参加者は 15 名であった。

複雑系は、英国生まれの数理論物理学者 Stephen Wolfram が 1970 年頃、最も単純な 1 次元 2 状態 3 近傍のセルオートマトン(*)（以下 CA）256 個の計算機シミュレーションを精力的に行い、局所函数によつては、この単純な CA が大変複雑な大域的振る舞いをすることに気づき、論文以外に 1987 年に専門誌 Complex Systems を創刊したことなどに依る。以来複雑系の名は数学、物理、化学、医学、社会の様々な分野に広がった。

小西氏は自らが教授、副学長として勤務したはこだて未来大学の教育研究理念を複雑系情報学に置き、院生と共にデータマイニングのアルゴリズムの研究をして日本情報処理学会論文賞を得た。因みに日本学術会議の定義（2015 年）によると「情報学は、情報によって世界に意味・価値を与え秩序をもたらすことを目的に、情報の創造・生成・収集・表現・記録・認識・分析・変換・伝達にかかわる原理と技術を探求する学問である」。ここで情報の定義が無く計算機に言及しないことに注意。

講演では具体例として①グラフ表示による文書のクラスタリング（連結部分の発見や分類）、②医療データ 蛋白泳動波形・白血球粒度データ、③クレジットカードの利用記録

分析を挙げられた。最後に将来の夢として e サイエンスを提唱された。すなわち、科学者は、理論、実験、シミュレーションを統合し、データベースやファイルを分析する。

質問・討論では、複雑系情報学はその基盤である計算機の莫大なエネルギー消費を避けて通れない。どうなるか？どうするか？また研究開発にはプログラミング技術が必要だが、多くの大学は育てていない、等々。盛会であった。講演スライドの閲覧希望者は京都支部へ連絡下さい。

(*) CA は同じ働きをする素子（セル）を基盤の目のような様な空間に配列し結合した系で、1950 年頃米国・プリンストン高等学術研究所で J. von Neumann, S. Ulam などが生物の自己増殖のモデルとして考案した。一次元の場合、セルの位置（座標）を $\dots, i-1, i, i+1, \dots$ で表し、ある時刻のセル i の状態を $s(i)$ と書くとする。次の時刻のセル i の状態は局所函数 $f(s(i-1), s(i), s(i+1))$ で定義される。セル $i-1, i, i+1$ をセル i の近傍と呼ぶ。同じ局所函数 f を同時にすべてのセル i （と近傍）に適用すると、CA 全体の大域的振る舞いが決まる。素子が有限状態を取る有限オートマトンだとすると、CA は離散力学系であり、物理学で使う離散偏微分方程式でもある。1 次元 2 状態 3 近傍の CA（の局所函数）は全部で 2 の 3 乗 = 256 個ある。その中の 1 個（ヴォルフラム番号 110）はチューリング計算万

能であることが証明された。一般に複雑系の研究においては一様でない空間に異なる種類の素子を配置した系を扱うことがある⇒巨大

グラフの理論。

(文責 西尾英之助)

関西技術者研究者懇談会 1 月例会 (1/17) 報告 大間原発と六ヶ所村を訪ねて

出口幹郎

日 時 : 2016 年 1 月 17 日 (日) 14 時～
17 時

場 所 : JSAO 事務所

参加者 : 8 名

昨年 10 月の原発問題住民運動全国連絡センター主催の「下北半島の原発・核燃料施設見学バスツアー」の報告を行なった。内容は、核燃料施設の破綻状況、大間原発・むつリサイクル燃料備蓄センター・東通原発・六ヶ所村核燃料施設(再処理工場・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター・低レベル放射性廃棄物埋設センター・ウラン濃縮工場・MOX 燃料工場)の仕様・構造・建設経過・反対運動・危険性、自治体に交付される電源立地地域対策交付金の実績と歳入割合、もんじゅの構造・危険性、世界で一步進んでいるロウの高速増殖炉の実態などであった。

六ヶ所再処理工場ももんじゅも稼働の見通しが全く立っていないにも関わらず、早期稼働を強引に推進している理由の一つがプルトニウムの平和利用という国際的公約がある。日本が保有するプルトニウムは、約 48 トンにもなっており、その消費はプルトニウムだけでは微々たるものであるため、MOX 燃料を 100%装荷する大間原発ともんじゅを稼働させることが不可欠になっている。

原発と原発関連施設の立地自治体にとっては、電源立地地域対策交付金・固定資産税・寄付金が歳入のかかなりの部分を占めているため、建設や再稼働に同意せざるを得なくなっ

ている。例えば、2009 年度では、20 自治体のうち、16 自治体の歳入割合が 37.2%～73.3%になっている。

下北半島の太平洋沿岸には大陸棚外縁断層、津軽海峡の沿岸には巨大海底活断層があり、しかも大間原発・東通原発・六ヶ所再処理工場の敷地内には活断層が存在するという危険性がある。むつリサイクル燃料備蓄センターと六ヶ所村の再処理工場・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターなどには大量の放射能が貯蔵されており、六ヶ所再処理工場が稼働すれば大気と海洋に大量の放射能が放出されるという危険性がある。

六ヶ所村核燃料施設の反対運動では、むつ小河原原発反対期成同盟・核燃料施設立地反対連絡会議・核燃料阻止 1 万人訴訟原告団などを結成して闘ったが、国と電力メーカーは上記危険性を無視して建設・稼働を強行していった。そんな中、熊谷あさ子さんは、大間原発の原子炉建屋に近い所に土地を持っており、父の遺言の「畑は売るな」を守り通して村八分になりながらも、執拗な交渉を頑としてはねのけ、誘致決議から工事着工までの 24 年間、計画を進ませなかったという闘いがあった。

討 論

★大間原発の事業主体は原発を初めて動かす電源開発である。しかも世界初のフル MOX 原発である。

★大間原発から30km離れた対岸の函館市は、市議会の全会一致で建設差し止め訴訟を提訴した。

★六ヶ所再処理工場では、高レベル放射性廃液のガラス固化体製造工程で失敗を重ねている。

これからの日程

月 日： 2月14日(日)

テーマ： 沢野伸浩著「本当に役に立つ汚染地図」の批判的検討

担 当： 西山一夫 氏

(文責 山口進次)

龍谷大学市民講演会 (1/28) 報告

安保法制の廃止に向けて

1月28日(木) 龍谷大学(深草学舎)において、広渡清吾さん(専修大学法学部、日本学術会議前会長)をお招きして市民講演会を開催しました。主催は、安全保障関連法廃止! 学者・学生・弁護士の共同行動@Fushimiです(呼びかけ団体は、安保法制の廃止を求める龍谷大学人の会、安全保障関連法に反対する京都教育大学教職員有志の会、龍大9条の会、京都南法律事務所の4者)。参加者は教職員、学生、市民を含め約100人でした。

広渡さんは「安保法制のどこが問題なのか、これから何をなすべきか」のテーマで話されました。講演の最初に、安保関連法の「成立」までの経緯を振り返るとともに、安保関連法の問題点を指摘されました。政府の「合憲」説明(新3要件)が、個別的自衛権と本質的に異なる(他衛権である)集団的自衛権をイコール(=)にしているものであるとされました。

以上の「おさらい」を踏まえ、法案反対運動の「三位一体性」を指摘されました。ここで「三位一体性」は、平和主義擁護、立憲主義擁護、民主主義擁護です。広渡さんは法「成立」によっても、三位一体の論拠は変わらないことを強調したうえで、政府・国会多数派

の転覆、「市民革命的大革命」が必要であると述べました。そして、「戦争法成立」の下での平和主義の課題として、次の4点を示しました。

- ・戦争法の実働を阻止、戦争法を廃止し、団的自衛権の閣議決定を撤回させる
- ・憲法の明文改正を警戒し阻止する
- ・辺野古への基地移転阻止の沖縄の闘いに連帯し、沖縄の基地問題に取り組む
- ・武器輸出、軍事研究の阻止の課題を明確にして取り組む

続いて、政府と国会多数派を変える運動を取り上げ、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」誕生までの経過と取り組みが紹介されました。「市民連合」の具体的な提案(参議院議員選挙において反安倍政権勢力を勝利させる=過半数をとる(改選議席数121);そのために32の1人区で反安倍政権の統一候補者をたてる 市民連合の方針を公約とする候補を推薦する;5野党はそのため協議し、共闘する;候補者調整は選挙区ごとの事情を勘案し、市民団体も必要に応じてコミットする;複数区は市民連合の方針を公約とする候補者を推薦する)について説明されるとともに、市民連合と5野党の現状と課題について話されました。

広渡さんが講演の最後に取り上げたのが、「個人の尊厳を擁護する政治」についてです。「個人の尊厳」の現代的意味について考え、「『権利』と『尊厳』の平等はどう違うか」という問題を提起しました。そして、思想史的な検討を踏まえ、戦争法案反対にとって「平和主義・立憲主義・民主主義の三位一体的擁護」を個人の尊厳によって基礎づけることを「1つの思考実験」として提起されました。あわせて、日本国憲法9条の歴史的、普遍的意義の探求、戦後日本国家の世界史的意味の探究が必要であるとされました。

講演を受けてフロアーから質問が出され、広渡さんがこれに答えました。質問は、安保法制の廃止に向けてどう取り組んでいくか、日本国憲法の規定や安保関連法の条文の文言

をどのように活用していくか、日本の国連安保理事会常任理事国入りをどう考えるか、という趣旨のものでした。講演と質疑応答の後にはリレートークが行われ、学者、学生、弁護士、地域からの発言が行われました。

広渡さんの講演は刺激的であるとともに勇気と展望を与えるものであったように思います。参加者からは「参加して来ました。広渡さんの視座、問題提起が論理的で静かな迫力あり。地域の会が大学で学習会開催、すばらしい」とのコメントも寄せられています。

今回の共同行動は、昨年9月5日に続くものです。龍谷大学の学内における運動は、9月19日以降十分なものになっていませんでしたが、これを機会に取り組みを強めていきたいと考えています。

(文責 細川孝)

寄稿： 私の「陳述書」

宗川吉汪

私は、いま京都地裁で行われている大飯原発差止め訴訟の原告の一人です。昨年暮れに、京都脱原発弁護団・原告団世話人会から、原告のナマの声を裁判所に届けるために「陳述書」を書いてほしい、との連絡がありました。最近ようやく書き上げ、弁護団・原告団事務局あてに郵送しました。原発や原発事故に対する私の思いを書きました。裁判所には今年の夏の初め頃に提出するとのことです。未だの方はなるべく早めに書いて事務局に届けましょう。

陳述書には、第1 原告の情報（氏名、住所、年齢など）、第2 大飯原発事故の場合の避難に伴う不安、第3 大飯原発事故の場合に想定される損害、第4 本訴訟に参加するに際しての思い（関西電力・国に対する思い

等）、の4項目について記入するようになっています。以下は、私の「陳述書」の第2、第3、第4の項目に記入した内容です。

第2項目について：大飯原発が“絶対安全”とは誰も保証してくれない。原子力規制委員会ですら原発が“安全”とは言わない。原発に近い自治体は事故が起きた場合にそなえて“避難計画”を立てているが、もし福島原発と同じような事故が起きたら手の施しようがない、と立案者自身が認めている。福島原発事故の際、米国政府は米国市民に80km圏外に退避するよう勧告した。実際、福島事故では放射能プルームは30kmのUPZをはるかに超えた。私の家は大飯原発から約60km地点にある。夏の一時期を除いて風は普

段若狭の方から吹いてくる。放射能ブルームが襲ってくることは明かだ。自家用車もないわれわれ夫婦は一体どこに逃げたらいいのか。結局は自宅に閉じこもって被ばくする以外にないのか。若狭に原発さえ無ければこんな心配は無用のはずだ。

第3項目について：大飯原発事故で琵琶湖が放射能汚染されたら、われわれ京都市民の飲み水はなくなる。結局、汚染水を飲むことになる。大気や水からの放射能内部被ばくによって健康被害を受けることは明かである。国や東電、福島県は原発事故由来の内部被ばくによるがん発症を未だ認めていない。しかし最近私たちは、統計学的分析で福島の小児甲状腺がんの原因が原発事故であることを明らかにした（宗川・大倉・尾崎著『福島原発事故と小児甲状腺がん』本の泉社）。被ばくによる健康被害が小児甲状腺がんに留まるはずがない。大飯原発が事故を起こした場合、私

の受ける最大に被害は“いのちの危険”である。たかが原発のために私はこれほどの危険を忍受しなければならないのか。

第4項目について：一昨年（2014年）5月の福井地裁の大飯原発差止め判決にもあるように、国民の人格権は日本の法制上最高の価値をもち、人格権を脅かす原発事故は万が一にもあってはならないことである。2013年9月から2015年7月まで原発は1基も稼働しなかった。しかし電力不足にはならなかった。最近関電は、原発再稼働の理由として電力不足ではなく、経営上の問題を挙げ始めている。一企業の利益のために私や私の家族の生命財産を危険に晒すことはできない。これは圧倒的多数の市民の共通した思いである。再生可能な自然エネルギーの大幅導入で、エネルギーの自給自足も夢でなくなる。しかもそれによる雇用の増大も見込まれ、さらにCO2排出の激減も可能となる。

寄稿：高浜原発3，4号機事件

— 裁判官の良心の在りようを問う — その2

富田道男

昨年4月14日、福井地裁の樋口英明裁判長（現三重家裁判事）が高浜原発3号機と4号機の運転差し止めの仮処分を決定し、12月24日同地裁の林潤裁判長がこれを取り消した（以後、林決定という。）。この事件について、両者の決定文中に述べられている田中俊一原子力規制委員会委員長の前原発の安全性に対する考え方から、両裁判長の良心の在りようの明らかな違いを指摘した記事を支部ニュース1月号に寄稿した。本稿はそれに続く第2稿である。

同じ事件に対する同じ裁判所の決定でも、

裁判官が異なると決定が真逆になるのは、裁判官の良心の在りようが異なることによるとの思いは、先の稿と同じである。念のため記すがここにいう良心とは、「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道徳意識（広辞苑、岩波書店2008年）」であり、憲法第76条第3項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」にある良心のことである。そこでこの林決定を批判するにあたって、良心の在りようととも、1999年から取り組まれた司法制度改革にお

いて提起された民事司法制度の改革点の一つ「司法の行政に対するチェック機能の強化」の視点に沿った提言を試みる。

以下《 》内の文言は林決定文からの書写である。

《主文》の後に記されている《理由》には、《争点》が《(1) 司法審査の在り方、(2) 基準地震動の合理性、(3) 耐震安全性の相当性、(4) 使用済燃料の危険性、(5) 地震以外の外部事象の危険性、(6) 安全性確保に関するその他の問題、(7) 燃料体等の損傷ないし溶融が生じた後の対策等、(8) 保全の必要性》の8項目挙げられ、それぞれについて原告、被告双方の主張が記されている。そして、これらを受けた形で、《第3当裁判所の判断》として林裁判長他2名の裁判官による判断がそれぞれの項目ごとに述べられ、最後に結論として決定文を記すという構成である。

そこで争点として取り上げられている《基準地震動の合理性》について検討する。

基準地震動とは、「当該施設に到来すると想定される地震動のうちの最大のもの」とされている。しかしその想定値は、大飯原発3、4号機の運転差止判決（2014年5月21日）において、樋口英明裁判長が「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしか過ぎない（判決文59頁）」と断じたように、過去の地震記録の類推から求めたもので、想定を超える地震の発生を否定する科学的根拠は無い。従って耐震設計における《基準地震動の合理性》は無いとみるべきであり、更に、争点とされた《耐震安全性の相当性》についてもその論拠を失うとみるべきであり、新しい科学的知見に照らして改正したと称する規制基準に従って、当該施設

の耐震設計の適合性を云々すること自体無意味であると言わなければならない。

地震大国日本における構造物の耐震設計という概念について、科学者の対応に参考とすべき事件があった。福島原発事故前の2010年9月、当時の原子力委員会が日本学術会議宛に「高レベル放射性廃棄物の処分に關する取り組みについての国民に対する説明や情報提供の在り方について」審議を依頼して、提言を求めた。日本学術会議は、高レベル放射性廃棄物の処分に關する検討委員会を設置して検討し、2012年9月、原子力委員会宛に「原子力発電をめぐる大局的政策についての合意形成に十分取り組まないまま高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定という個別的課題について合意形成を求めるのは、手続き的に逆転しており手順として適切でない」という意見を付けて、原子力委員会宛に6つの提言を回答した*）。その一つに「科学・技術的能力の限界の認識と科学的自律性の確保」がある。解説によるとその意味は、高レベル放射性廃棄物の地層処分という政策枠組みが行き詰まりを示している第一の理由が超長期にわたる安全性と危険性の問題に対する科学的知見の限界にあるとの指摘と自律性のある科学者集団による開かれた討論の場の確保である、としている。

同じことが原発の耐震設計基準にも当てはまるのではなかろうか。地震と地殻物理学を専門とする自律性のある科学者集団による開かれた討論の場において、将来発生する地震が当該施設にもたらす地震動が、基準地震動を超えることはない、すなわちそのような地震は起きないと証明・主張する科学者は皆無と想定される。

結論として、地震と火山の大国日本におい

ては、火力発電所や高層ビルの耐震設計基準は在り得ても、万一の事故が社会に破局的に深刻な被害をもたらす「原発」に対しては、「耐震設計」という概念は成り立たないと見るべきである。裁判官は、《現在の科学技術水準に照らして》と主張するからには、日本学術会議の見識を尊重すべきではなかろうか。

人工衛星は、事前に諸条件を整えれば、予定通りの軌道に打ち上げることができる。理由は、物体の運動を定める法則と方程式が解っているからである。しかし地震学では、過去の地震の系統性を表わす近似式はあっても、将来の予知を可能にする法則や方程式は、不幸にして未だ研究の半ばにあり、解明されていない。

この点について裁判所は、民事司法制度の改革により導入された民事訴訟法第 92 条の 2 に基づき、地震学・地殻物理学を専門とする自律性のある科学者集団により選ばれた複数名の専門委員の意見を法廷において陳述させて、当該施設に設定された基準地震動を超えるような地震は発生しないという科学的根拠が存在しないことの証言を求めるべきである。この手続きを踏めば「原発を運転すること」は、憲法に保障された人格権を侵害する恐れのあるものであることが分かり、良心に従ってしりぞけるべき悪であることを裁判官自らが理解しうるであろう。＊)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-k159-1.pdf> (2016.1.26 確認)

寄稿：東大路通り問題と住民運動 (4)

藤本文朗

1. 昨年 12 月 22 日に京都新聞と朝日新聞で東大路通り二車線化の計画は「凍結」「断念」と記されています。(12 月 21 日の京都市会「まちづくり委員会」の討議をふまえ)
私たちはこれまでの会の活動を反映していることとして「一步前進」と考えています。
この成果はひとえに私たちの会に寄せられた二車線化反対の署名 (5566 筆)・アンケート・集会の参加など、住民の力であり、会を代表して心から感謝申し上げます。しかし、東大路の渋滞問題などは解決したわけではありません。これを第一歩として住民合意の方向をさぐるために一層のご協力をお願いします。
2. 振り返ってみると 2012 年 7 月、市が東大路通り車線減の案を市民だよりで発

表、8・9 月に自発的に町内会の抗議の集会が持たれ、それを反映して 2013 年 1 月、東大路渋滞対策連絡会が発足、集会・市への交渉・署名・アンケート調査など、住民の手作りの活動で、議員の方々の理解を得るようになってきました。

3. 私たちの 2 年余りかけてのアンケート調査の結果、(302 通) で、
① あなたは東大路の車線を狭くすることに賛成ですか？反対ですか？
A.賛成(車線を減らすと渋滞解消になる：25 人)
B.反対(車線を減らすと悪化する：273 人 (90%))
(アンケートでの自由記述は前回報告しています。)
② 渋滞解消に五条坂から清水寺への車

両規制すべきと思いますか。

A.賛成（制限必要）

B.反対（制限すべきでない） 280 通
（90%以上）

C.どちらでもない・その他

前にも述べましたように、東大路問題は振り出しの戻って今すぐできることからやってほしいと思います。今の歩道の整備、バス停の場所の空間を広げる工夫に始まり、基本的な町づくり（四条通りの教訓をふまえ）について考える具体案を作成するためシンポジウムなどを行いますので、一緒に住民の知恵を出し合いましょう。一層のご協力をお願いします。JSA 会員の支援をお願いします。私は住民の御用科学者として手弁当でやっています。

追記：市の 2012 年パブリックコメントの回答数 200 と記述しましたが 1600 通余りの間違いでした。

以下に、私たちの考えを述べた文書を紹介します。

私たちによる「東大路通りの歩道、車道整備及び住民生活の環境整備」

現状の改善、改修工事について要望の一部＜参考＞

1 歩道に関して：歩道の傾斜修復等

2 車道に関して：車道盛り上がりの修復（基礎から）

3 バス停に関して

- ・バス停の分散化等の検討
- ・清水道バス停の混雑を解消するのに、車線を減らさずに京都銀行の協力を得

るのが最も効果的。「北行き」花壇の撤去と階段の改良で大きく変わる。「南行き」東側ガレージの「壁」を撤去していただき、歩行者のためのスペースができれば問題は改善する。

4 市バスの運行に関して：路線の根本的な改革

5 その他

- ・清水坂観光駐車場入り口より西の客待ちタクシーの停車で東行き車線が通行不能状態。
- ・京都市が従来から言っている「東大路通りの渋滞は路線商店の荷捌が原因」は実は原因になっていない。荷捌が原因であれば毎日が混むはず。
- ・「東大路通り整備構想」パンフレットに明記されている「歩道を拡張すれば、人の行きかゝ賑わい、コミュニケーションがよくなる」という文言は、四条通り整備で虚偽が証明された。交通調査のコンピュータ解析は、解析者の恣意が入れば、正確な実態把握が困難。調査費用（約1億円）が無駄になる。
- ・東大路整備構想に関係した有識者は地域で生活していなく地域の実情が判っていない者で構成されている。

◆ 地域住民に関係ある行政の計画等は、一部の者で決めるのではなく、広く情報を公開して多様な意見を真摯に聞くことが、京都市行政において重要であり必要なこと。

◆ 行政の説明会は、住民に広く告知の上、公開で開催されることを強く要望する。

◆ 今回の問題の失策は上記2項をおろそかにして住民不在の行政を進めた結果と深く反省していただきたい。

6 市会でも全会派賛成の JR 東大路駅（東山

トンネル入り口)をつくれば、清水寺・東福寺の観光も歩いていける

整備で虚偽が証明された。交通調査のコンピュータ解析は、解析者の恣意が入れば、正確な実態把握が困難。調査費用(約1億円)が無駄になる。

- ・ 東大路整備構想に関係した有識者は地域で生活していなく地域の実情が判っていない者で構成されている。

◆ 地域住民に関係ある行政の計画等は、一部の者で決めるのではなく、広く情報を公開し

て多様な意見を真摯に聞くことが、京都市行政において重要であり必要なこと。

◆ 行政の説明会は、住民に広く告知の上、公開で開催されることを強く要望する。

◆ 今回の問題の失策は上記2項をおろそかにして住民不在の行政を進めた結果と深く反省していただきたい。

6 市会でも全会派賛成のJR 東大路駅(東山トンネル入り口)をつくれば、清水寺・東福寺の観光も歩いていける

2月～3月の支部関連行事の案内

1. 関西技術者研究者懇談会2月例会

日時: 2月14日(日) 14:00～17:00

場所: 大阪支部事務所

テーマ: 沢野伸浩著『本当に役立つ汚染地図』の批判的検討

話題提供 西山一夫氏

2. 第10回支部幹事会

日時: 2月18日(木) 18:00～20:00

場所: 京都支部事務所

3. 大学ガバナンスと社会的公共性の確立 - 学問の自由と自治の21世紀的あり方 -

日時: 2月27日(土) 13:30～17:30

会場: 龍谷大学深草学舎・紫英館2階大会議室

4. 第2回21総学実行委員会

日時: 2月28日(日) 13:00～16:00

会場: 龍谷大学深草学舎・22号館106号室

5. 第10回ワーキング会議

日時: 3月4日(金) 13:30～15:20

場所: 京都支部事務所

6. 松ヶ崎科学トークカフェ

日時: 3月4日(金) 18:30開演

場所: 工繊大 ノートルダム館(東3号館2階) K203号室

テーマ: 福島の小児甲状腺がんの多発の原因～統計的解析とその手法～

担当: 大倉弘之, 宗川吉汪

7. 支部ニュース3月号発行・『日本の科学者』4月号発送

日時: 3月11日(金) 13:30～

場所: 京都支部事務所

8. バイバイ原発3・12きょうと

日時: 3月12日(土) 13:30開演

場所: 円山公園

お話: 秋山豊寛さん, 朴勝俊さん, ほか

9. 第11回支部幹事会

日時: 3月17日(木) 18:00～20:00

場所: 京都支部事務所

10. 第16回自然科学懇談会

日時: 3月19日(土) 13:30～15:30

場所: 京大楽友会館

テーマ：庭先のミツバチたち（彼女らの魅力的な行動，そしてしのびよる危機）

講師：尼川大作氏（神戸大学名誉教授）

11. 全国女性研究者技術者委員会 第2回
21 総学準備会

日時：3月26日（土）13：00～

場所：大阪支部事務所

12. JSA 全国研究委員会

日時：3月27日（日）13：00～18：00

場所：東京お茶の水（未定）

大学ガバナンス・シンポジウムのご案内

この間の大学「改革」の一環で、大学の「ガバナンス」が大きく変えられてきました。その内容は、学問の自由と大学の自治を発展させる方向とは全く逆のものであり、大学が社会に対する責任を果たすのをますます困難にしつつあります。国家に奉仕する大学、産業界の利益に奉仕する大学づくりが目ざされて

いると言えるでしょう。

このようなもて「大学ガバナンスと社会的公共性の確立—学問の自由と大学の自治の21世紀的あり方—」をテーマに、シンポジウムを開催することとなりました。以下、シンポジウムのご案内です。JSA会員のみなさまにも多数ご参加いただければ幸いです。

（文責 細川 孝）

大学ガバナンスと社会的公共性の確立

—学問の自由と大学の自治の21世紀的あり方—

＜趣旨と目的＞大学ガバナンス（統治、管理）においては、民主主義、法の支配をはじめ、公正性、合理性、責任の明確化、公開性などが求められる。では大学ガバナンスは具体的にどうあるべきなのか。大学ガバナンスは、一方で行政、企業とも共通する内容をもちつつも、他方でその質において根本的な相違が存在する。また、大学ガバナンスにとって総長・学長選挙のあり方はその根幹に位置づいている。特に、総長・学長選挙のあり方は学問の自由と大学の自治の21世紀的あり方の展望において捉えられなければならない。本シンポジウムでは以下の4点を明らかにする。

- 1) 現在、大学ガバナンス（統治、管理）においてはトップダウンの事態が進行している。この原因・背景は何であるのかを

明らかにする。

- 2) 特に、学問の自由にとって総長・学長の選挙制のもつ意義は何であるのかを明らかにする。
- 3) また、行政、企業のガバナンスとの相違、大学ガバナンスの独自性はどこにあるのかを明らかにする。
- 4) 大学ガバナンスの変容の現状、そこでの緊張・矛盾・対立の関係性を明らかにしつつ、大学の自治をめぐる諸課題を明らかにする。

日時：2016年2月27日（土）13:30～17:30

場所：龍谷大学深草学舎・紫英館2階大会議室

＜報告＞ 司会：細川孝氏（龍谷大学）

1. 廣田健氏（北海道教育大学釧路校）「北海道教育大学のガバナンス改革の現状と課題」
 2. 西牟田祐二氏（京都大学経済学研究科）『学校教育法改正問題』再考—トップダウンの『モデルケース』をめざした松本体制による京大総長選挙廃止の試みとその挫折について—
 3. 堀雅晴氏（立命館大学法学部）「大学経営と大学ガバナンス論—2014 年改正学校教育法の中で考える—」
- コメンテーター：宮崎昭氏（九州国際大学（名））、重本直利氏（龍谷大学）
- <参加費> 無料，事前申し込み不要

主催：基盤研究(B)一般 H27-29 課題番号 15H03474 略称「無償化」科研（研究代表者 渡部昭男 [神戸大学教授]・分担研究者 重本直利 [龍谷大学教授]），龍谷大学社会科学研究所共同研究プロジェクト（重本）

共催：龍谷大学社会科学研究所附属社会経営学研究センター

協力：日本科学者会議京都支部，市民科学研究所，大学オンブズマン

連絡先：龍谷大学経営学部重本研究室
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
e メール sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp

資料：JSA の会則改正の提案

宗川吉汪

去る 2 月 7 日（日）午後から龍谷大学深草キャンパスで東海近畿合同拡大地区会議が開かれた。静岡 1 人，愛知 1 人，三重 1 人，岐阜 1 人，滋賀 3 人，京都 2 人，奈良 2 人，大阪 2 人，兵庫 1 人が参加した。和歌山支部からは都合で欠席との連絡があった。京都支部からは左近事務局長と代表幹事の私が参加した。

全国事務局から米田事務局長が来て，今回の事務職員の横領事件について説明した。JSA の会計は，日常運営のための一般会計（会費収入），引当金（会費収入），研究基金（事業収入）からなっている。今回横領されたお金は研究基金全部と引当金の一部である。

JSA のような有志の団体の運営は，無償のボランティア役員によって担われている。本業で多忙な役員が忙しい合間を縫って運営にあたる。役員同士，役員と職員との全幅の信頼関係の上でしか運営は成り立たない。職員

はその信頼関係を悪用して会の貴重なお金を横領した。人としてあってはならない行為で，横領したお金は全額 JSA に返さなければならない。

横領が 2001 年から昨年まで続いたということは驚きであるが，全国事務局がそれに気づかず放置していたということはさらなる驚きである。今回の横領事件がこれほど長期にわたって見逃されていたことの根本原因は，職員の勤務管理がまるでなっていなかった，ということである。歴代の事務局長の責任は重い。さらに，研究基金の管理がまったく放置されていた，ということで，これも歴代事務局長の責任である。一般会計，引当金についても会計監査がずさんであった，といわざるをえない。

戦後 70 年，科学者の社会的責任が今ほど強く問われる時期はなかったのではないかと。平和憲法の根幹が掘り崩されようとしている。

学問の自由・大学の自治も危機に瀕している。大学での軍事研究も始まった。新しい戦前の始まり、とも言われる。日本のみならず世界経済も混迷の度を深めている。地球温暖化はどうするのだ、原発はどうしたらゼロにできるのだ、核兵器廃絶のためには核抑止論を突破しなくてはいけない、などなど、JSAの前には問題が山積しているし、JSAはその社会的責任を果たさなければならない。

この時期に、JSA がもたもたすることは許されない。早急に体制を立て直さなければならない。今回の横領事件から、JSA の運営に

根本的欠陥があったと断ぜざるをえない。その改善なしに JSA をこのまま継続的に運営していくことはできないだろう。その第一歩として、JSA の運営を現状に合わせてより機能的にする必要がある。そのための会則改正を提案したい。

改正のポイントは、あまりに形式化された現在の幹事会を廃止してほぼ現状の常任幹事会に置き換えること、現在の事務局を廃止して機能的・実務的事務局に置き換えることである。大いに議論していただければ幸いである。

日本科学者会議会則 改正案（宗川私案

科学を人類の進歩に役立て正しく発展させることは、わたしたち科学に携わる者の共通の任務です。

わたしたちは、日本の科学の進歩と平和・民主主義・人びとの生活向上のために努力してきた科学者の伝統をうけつぎ、科学の発展を妨害するものとたたかい、科学を正しく発展させ、科学者の責任をはたすため、専門別や世界観、研究方法のちがいをこえ、日本の科学者の誇りと責任の自覚にたって、日本科学者会議に結集します。

この会は、会員ひとりひとりの創意と自発性が発揮できるように、民主的に運営されなければなりません。すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいます。

1. 名称

第1条 この会の名称は「日本科学者会議」で、全国事務所を東京都文京区湯島 1-9-15 におきます。

2. 目的および事業

第2条 この会は、つぎの目的をかかげます。

2016.2.11)

(1) 日本の科学の民主的発展につとめ、その普及をはかります。

(2) 科学者の生活と権利をまもり、研究条件の向上と研究の組織・体制の民主化につとめ、学問研究と思想の自由をまもります。

(3) 科学における各分野の相互交流ならびに国際交流をすすめます。

(4) 科学の反社会的利用に反対し、科学を人類の進歩に役立たせるよう努力するとともに、国内国外の平和・民主主義・社会進歩・生活向上のための諸活動との連帯をつよめます。

(5) これらの役割を将来に向けて担っていく科学者を育成します。また、広く科学的精神をもつ青年の育成につとめます。

第3条 この会は、前条の目的をはたすため、つぎの事業をおこないます。

(1) 機関紙誌、書籍、文書の発行

(2) 研究会、討論集会、講演会の開催

(3) 海外との学術交流

(4) その他この会の目的をはたすために必要な事業

3. 会員

第4条 この会は会則をみとめ所定の会費をおさめる科学に携わる者(研究者、教育者、技術者、医師、弁護士、院生、学生など)を会員とします。入会には、会員一名の推薦と、支部の承認を要します。

第5条 会員は会のすべての事業に参加でき、機関紙誌の配布をうけます。

第6条 会の目的に反したり、会費を一年以上滞納したばあいは、支部の決定により、会員の資格を失います。

4. 機関

第7条 (1) この会の最高機関は全国大会であり、一年に一回全国幹事会*の招集によってひらかれます。

(2) 大会は、会の運動方針ならびに予算、会費の決定、決算の承認、全国幹事および会計監査委員の選出をおこないます。

(3) 大会は支部から選出された代議員によって構成され、代議員の過半数の出席で成立します。大会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。

(4) 全国幹事会は、代表幹事を互選します。代表幹事は全国幹事会の議長を務めます。

(5) 全国幹事会のもとに事務局**をもうけ、日常業務にあたります。代表幹事が事務局を指揮します。事務局員は、全国幹事会が承認します。

第8条 この会は、機関誌『日本の科学者』の編集のために『日本の科学者』編集委員会

を設けます。編集委員長は全国幹事会で互選します。編集委員は、全国幹事会が承認します。

第9条 この会は、科学上の理論的課題の究明のための研究委員会ならびに科学者の当面する社会的・政治的・経済的課題にこたえるための問題別委員会を設けます。

5. 支部・地区

第10条 この会は都道府県ごとに支部をおきます。支部大会は一年に一回ひらかれます。支部幹事は支部大会で選ばれ、支部幹事会は支部代表幹事を互選します。

第11条 この会には、支部の間の連絡・調整や地域に共通する課題に対する活動促進等のために、地区をおきます。

6. 財政

第12条 この会の財政は、会費、事業収入および寄付金でまかないます。

7. 付則

第13条 この会則は、全国大会出席者の三分の二以上の賛成により変更することができます。

*全国幹事会:現在の常任幹事会の縮小版で、おおむね現在の事務局メンバーと地区担当幹事から構成される。

**事務局:会計担当(複数)、庶務担当(複数)、機関誌担当など、幹事ならびに(幹事でない)会員から構成される。

日本の科学者近畿地区サポーター会議（1/24） 報告

日時：2016年1月24日 13:30~16:30

場所：大阪支部会議室

出席：野口（滋賀），浦野（兵庫），島影（大阪），長野（大阪），宗川（京都）

近況報告と議論

・宗川：福島原発小児甲状腺がん問題でブックレットを発刊，よく売れている．二次検査陽性者のすべてが細胞診対象者でないことを考慮した解析を行い，続報を発表．3月4日に松ヶ崎トークカフェで話す．JSAの研究基金横領事件に関わって，京都支部は臨時大会を要求している．

・島影：NHKの取材がたいへんであった．

・浦野：今週支部幹事会を予定．

・野口：国がPPA削除やSpeedyを利用しないことなどを決めたことに合わせて，県が原子力災害の防災基準を改訂しようとしているので，JSAとして県に申し入れる．28日に高浜原発再稼働に反対する声明を発表する．

・長野：1月9日にインドネシア森林火災問題でサイエンスカフェ．30人参加，若い人が半分を占めて活発に議論．話題提供者にJJSへの執筆を依頼する．1月17日，宗川さん大倉さんを招いて小児甲状腺がんの論文についてのサイエンスカフェ，20人が参加，議論．1月10日びわこ学園の見学を実施．2月14日に高騰する薬価問題でサイエンスカフェ（野口コメント：知財は強大な権力の庇護を必要とする）

講評

・2月号：学生や若者の貧困，奨学金問題も取り上げて欲しい．産業構造が旧態依然で，経済の空洞化が進んでいることとの関連において，貧困問題を取り上げるべき．欧米との比較も欲しい．用語の解説のページが欲しい．労働組合が弱体化して，労働者がバラバラにされ権利を主張できない．生活保護バッシングに対しては思想闘争である．メディアの問題も取り上げられるべき．次号の予告に大きい誤り．

・1月号：ガーソン論文はアメリカからの視点を紹介してくれて貴重．米中双頭経済戦略の中で捉えることも重要．難民問題は欧州では歴史的に国内・域内問題にならざるを得ない．自然災害によるものも含めて確実に難民は増大する．日本の対応も問われる．

・12月号：川崎論文，発足当初の学術会議の役割と地位について確認できた．山本論文，カルマンフィルター法の意味不明．坂巻論文，注1の報告書の年に誤り．

・10月号増田論文への野口・清水・児玉の反論が掲載されなかったことに関わって議論の場として雑誌が有効に機能しなかったことが残念．編集委員会の対応は適切であったか．増田論文，対人口比にするべき．津田論文，がん登録数を分母にしているので，スクリーニング効果で発症率が高くなってしまいう．

（文責 長野・宗川）

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆◆

2015 年第 9 回幹事会 (1/21) および第 9 回
ワーキング会議 (2/5) の報告

1. 新入会員と復帰会員

山田耕作さん (専門分野・研究テーマ: 物理, 原発問題) が 2 月から入会されました。
石田一紀さんが会員に復帰されました。

2. 会員の現況 (2016 年 1 月 10 日)

会員合計: 275, 一般会員: 247 (1 月より
2 人増), 家族割り特別会費会員: 3,
若手会員: 6, 若手特別会費会員: 19, 読
者: 3, 休会会員: 2

3. 会費納入状況 (2016 年 1 月 28 日)

15 年度会費納入者: 一般 204/247, 家
族割 3/3, 若手 2/6, 若手特別 11
/19

14 年度会費未納者: 一般 4, 若手特別 4

13 年度会費未納者: 一般 1, 若手特別 2

4. 会員拡大

5 月から新たに 9 人が入会した。高齢など
を理由にすでに 6 人が退会を通告してきた。
4 月までに少なくとも 3 人の新入会員を迎
えたい。会員拡大は JSA の中心的活動であ
る。

是非多くの人をお誘いください。

5. 大学問題シンポの開催

日時: 4 月 23 日 (土) 13:30~16:30

場所: 龍谷大の施設

内容 (案): 「京都の大学はどうなる, どう
する」

京都大学の場合: 竹中 (40 分) / 工繊大の

場合: 前田 (20 分) /

京都の私立大学の場合: 細川 (20 分) / 総

合討論: JSA の取組み: 左近 (20 分)

6. 21 総学実行委員会について

分科会設置申請状況: 現在, 5 分科会が申
請済み。他に, NHK 問題や原発問題など
の分科会の設置が検討されている。細川さ
んが『日本の科学者』4 月号「科学者つう
しん欄」に記事。

2nd サーキュラーは, 2 月 28 日 (日) の第
2 回 21 総学実行委員会で具体化する。

6. 全国女性研究者委員会参加者への交通費 補助について

1/30 (土) に大阪支部事務所で行われた全
国女性研究者技術者委員会に京都支部か
ら 2 人が参加。交通費補助, 1 人は全国か
ら, 1 人は京都支部から。

7. 支部ニュース 1 月号発行 (1/13) 以降 の支部関連行事

1 月 17 日 (日) 関西懇 1 月例会@大阪支部
事務所

1 月 21 日 (火) 第 9 回幹事会

1 月 23 日 (土) 自然科学懇談会@楽友会館

1 月 24 日 (日) JJS 近畿サポーター会議@
大阪支部事務所

1 月 28 日 (木) 安保問題市民講演会@龍谷
大学

1 月 30 日 (土) 全国女性研究者技術者委員
会第 1 回 21 総学準備会@大阪支部事務
所

2 月 5 日 (金) 第 9 回ワーキング会議

2 月 5 日 (金) 『日本の科学者』読書会 2
月例会

2 月 7 日 (日) 近畿東海拡大地区会議@龍
谷大学

(文責 宗川, 左近)